

動物検疫所臨時的任用職員の募集(登録)について

農林水産省動物検疫所

農林水産省動物検疫所では、育児休業取得職員等の代替職員として、臨時的な採用を希望する方の登録を受け付けています。

この制度により、臨時的任用職員の募集があった場合に、登録されている方のうち勤務地等の条件が一致した方に対して、募集の連絡をさせていただきます。

採用者については、面接等の採用試験により決定しますので、この登録がなされたことをもって、必ず採用されるとは限りませんので予めご留意ください。

登録を希望される方は、以下に従い手続きをお願いします。

1. 募集職種、採用条件等

1. 職種	輸出入される動物及び畜産物の検疫業務の補助
2. 学歴等	大学卒又は短大卒 (獣医学、畜産学、薬学、化学、臨床検査又は衛生検査履修) 普通自動車免許取得者(勤務先によって要否が異なります。)
3. 勤務場所	別紙登録申込書のとおり
4. 勤務時間	・週38時間45分(一日7時間45分)勤務 ・休日は4週8休(交替制勤務がある勤務場所もあるため、その状況によって休日を設定)
5. 賃金	経歴により金額が変動しますが、4年生大学の新卒者の場合、概ね15万5千円程度になります。 他に通勤手当、住居手当、超過勤務手当等が支給されます。
6. 加入保険	健康保険又は農林水産省共済組合(採用形態によって異なります。)
7. 雇用期間	職員の育児休業期間等 (おおむね1年程度。育児休業等の休業期間により延長又は短縮される場合があります)
8. 選考	面接試験、作文試験

<p>9. 応募資格を有しない者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の国籍を有しない者 ● 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人、被補佐人 ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
----------------------	--

※ 具体的な採用条件等は勤務場所等により異なりますので、各勤務場所の募集案内をご確認願います。

2. 登録申し込み手続き

登録を希望する方は、次の必要書類を下記送付先まで郵送してください。

(1) 受付期間

随時

(2) 必要書類

- ① 臨時的任用職員登録申込書(別紙)
- ② 履歴書(写真添付)

(3) 送付先

〒235-0008
神奈川県横浜市磯子区原町11-1
動物検疫所総務部庶務課人事第1係
(TEL 045-751-5921)

(4) 登録の有効期間

登録した年度の翌年度の末日まで

登録内容に変更がある場合や、動物検疫所の臨時的任用職員を希望しなくなった場合は、速やかに連絡してください。

3. 登録から採用までの流れ

臨時的任用職員の応募登録(動物検疫所総務部庶務課人事第1係に必要書類を送付)



候補者として登録



臨時的任用職員の募集があった場合に、勤務地等の条件が一致する登録者に対し募集の案内



採用予定官署で採用試験を実施



採用(合格者で、かつ、健康診断の結果、就労に支障がない場合)

※ なお、登録制度のほか、動物検疫所ホームページやハローワーク等においても、募集の都度、御案内を行っています。

動物検疫所ホームページ (採用情報)

http://www.maff.go.jp/aqs/job/employ.html#saiyou_rinji

問合わせ先

〒235-0008

神奈川県横浜市磯子区原町11-1

動物検疫所総務部庶務課人事第1係

TEL 045-751-5921